

資料編

1 見込量（活動指標）のまとめ

(1) 障がい福祉サービス等

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス		(1か月あたり延べ量)		
居宅介護	時間	222	234	246
	人	37	39	41
重度訪問介護	時間	280	280	280
	人	4	4	4
同行援護	時間	35	35	35
	人	7	7	7
行動援護	時間	5	5	5
	人	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0
日中活動系サービス		(人日: 1か月あたり延べ量、人: 1か月あたり実量)		
生活介護	人日	2,000	2,100	2,200
	人	100	105	110
自立訓練（機能訓練）	人日	22	22	22
	人	1	1	1
自立訓練（生活訓練・日中）	人日	40	50	60
	人	4	5	6
自立訓練（生活訓練・夜間）	人日	45	60	75
	人	3	4	5

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中活動系サービス		(人日: 1か月あたり延べ量、人: 1か月あたり実量)		
就労選択支援	人日	0	5	5
就労移行支援	人日	165	180	195
	人	11	12	13
就労継続支援（A型）	人日	300	375	450
	人	20	25	30
就労継続支援（B型）	人日	2,000	2,100	2,200
	人	100	105	110
就労定着支援	人	4	5	6
療養介護	人	13	13	13
短期入所（福祉型）	人日	144	156	168
	人	24	26	28
短期入所（医療型）	人日	35	40	45
	人	7	8	9
居住系サービス		(人: 1か月あたり実量)		
自立生活援助	人	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	人	60	64	68
施設入所支援	人	47	45	43
相談支援		(人: 1か月あたり実量)		
計画相談支援	人	76	78	80
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 (1年あたり実量)				
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	12	12	12
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	人	0	0	1
精神障がい者の地域定着支援	人	0	0	1
精神障がい者の共同生活援助	人	9	10	11
精神障がい者の自立生活援助	人	0	0	1
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	人	2	2	2
発達障がい者等に対する支援 (1年あたり実量)				
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)	人	2	2	2
ピアサポートの活動への参加人数	人	1	1	1
相談支援体制の充実・強化等 (1年あたり実量)				
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	0	0	1
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件	0	0	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	12	12	12
個別事例の支援内容の検証の実施	回	12	12	12
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数	人	0	0	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数	回	1	1	1
	団体数	14	14	14
協議会の専門部会の設置数及び実施回数	部会	4	4	4
	回数	2	2	2

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築 (1年あたり実量)				
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	人	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	回	1	2	4

(2) 地域生活支援事業

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業 (1年あたり実量)				
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	実利用見込件数	2	3	4
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業 (1年あたり実量)				
手話通訳者派遣・要約筆記者派遣事業	実利用見込件数	40	45	50
手話通訳者設置事業	箇所	0	0	0
日常生活用具給付等事業 (1年あたり実量)				
介護・訓練支援用具	件	2	2	2
自立生活支援用具	件	4	4	4
在宅療養等支援用具	件	9	9	9
情報・意思疎通支援用具	件	5	5	5
排泄管理支援用具	件	800	810	820
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	1	1

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習 修了見込人数	12	15	15
移動支援事業	延べ利用 見込時間	390	420	450
	実利用 見込人数	13	14	15
地域活動支援センター機能強化事業	実施の 有無	無	無	無
任意事業 (1年あたり延べ量)				
日中一時支援事業	人	3,100	3,350	3,600
訪問入浴事業	人	4	4	4
生活サポート事業	人	195	195	195
自動車改造等助成事業	件	3	3	3

(3) 障害児支援

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児通所支援 (人日: 1か月あたり延べ量、人: 1か月あたり実量)				
児童発達支援	人日	180	200	220
	人	45	50	55
放課後等デイサービス	人日	1,040	1,120	1,200
	人	130	140	150
保育所等訪問支援	人日	80	90	100
	人	40	45	50
居宅訪問型児童発達支援	人日	22	22	22
	人	1	1	1
障害児相談支援	人	47	52	57
医療的ケア児等コーディネーターの 配置人数	人/年	0	0	1

2 見附市障害者自立支援協議会設置要綱

平成18年6月27日

告示第90号

改正 平成22年6月7日告示第90号

平成29年2月20日告示第16号

(設置)

第1条 見附市に居住する障害者（以下「障害者」という。）が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と参加を図るため、保健・医療・福祉・教育・就労等各種サービス提供について総合的に調整し、連携することを目的に見附市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業内容)

第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 関係者による訪問、相談活動等を通じ、障害者のニーズ、各種サービスの充足状況及び問題点の把握を行う。
- (2) 多様なニーズを有する援助困難ケース等についてのケアマネジメントを行い、関係機関の間のサービス調整及び協議を行う。
- (3) 見附市障がい者計画及び見附市障がい福祉計画の評価及び見直しを行う。
- (4) 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止、解決等の取り組みを行う。
- (5) その他、障害者福祉の推進のため必要な事業を行う。

(組織)

第3条 協議会に全体会議、専門部会及び個別ケア会議を置く。

2 全体会議の委員は15名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療機関を代表する者
- (2) 障害福祉サービス事業者を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 障害者・市民を代表する者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 専門部会及び個別ケア会議は前項に定める機関、団体の実務担当者及びその他必要な関係者で構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合はこれを補充し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の全体会議は、必要に応じ会長が招集し、議長となる。

2 協議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 専門部会及び個別ケア会議は必要な職員等によって適宜開催するものとし、会長が招集し、会議の進行役は参集者から互選する。

(個人情報の保護)

第7条 協議会の関係者は、会議で取り扱う個人情報に十分留意しなければならない。

(庶務)

第8条 この協議会の庶務は健康福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(委員の任期に関する経過措置)

2 当初の委員の任期については、第4条の規定に関わらず、任命のあつた日から平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成22年告示第90号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年告示第16号)

この要綱は、公布の日から施行する。

3 見附市障害者自立支援協議会委員名簿

推薦団体	職 名	氏 名	備 考
見附市南蒲原郡医師会	理 事	関谷 又一郎	
新潟県中越福祉事務組合 まごころ学園（寮）	局 長	平 瀬 勝	会 長
（福）中越福祉会 みのわの里工房みつけ	園 長	小 林 義 明	
（福）栃尾福祉会 みつけワークス	次長兼サービス 管 理 責 任 者	高野 やよい	
（福）見附市社会福祉協議会	常 務 理 事 兼 事 務 局 長	徳 橋 功	副会長
放課後等デイサービス フリージアみつけ	管 理 者	真 壁 薫	
長岡地域振興局健康福祉環境部	副 部 長	八 子 円	
三条公共職業安定所	所 長	落 合 直 樹	
見附商工会	事 務 局 長	小 出 直 樹	
見附市教育委員会学校教育課	課 長	佐 藤 昌 弘	
見附市手をつなぐ育成会	会 長	金 安 志 津 子	
見附市発達相談メロディー		小 林 幸 子	
ぷれジョブみつけ		川 口 寿 恵	
公募委員		野 上 舞	

（敬称略）

4 見附市障害者自立支援協議会審議経過

	年 月 日	内 容
第1回	令和5年12月27日	・計画策定の方針について ・計画策定スケジュールについて
第2回	令和6年2月2日	・計画の進捗状況について ・計画の概要、素案について
第3回	令和6年3月22日	・計画の素案について（修正箇所の確認） ・パブリックコメントについて

見 附 市

発行日 令和6年3月

発行者 見附市健康福祉課

住 所 〒954-0052 見附市学校町2丁目13番30号
見附市保健福祉センター内

T E L 0258-61-1380

F A X 0258-62-7052

E-mail kenkou@city.mitsuke.niigata.jp